資料３－１

料金制度専門会合における検証事項について

令 和 ４ 年 ７ 月 ２ ９ 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局

１．料金制度専門会合にて検証を実施する背景

２０２３年4月より導入予定のレベニューキャップ制度においては、第２０１回通常国会において成立した改正電気事業法第十七条の二に基づき、一般送配電事業者が業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入の見通しを算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

本年７月２０日、資源エネルギー庁で開催された総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、一般送配電事業者に対して、適切な収入の見通しの算定を進める観点から、収入の見通しの関連書類の提出を求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会にて必要な検証を開始するよう整理がなされたところ。

これを踏まえ、今般、一般送配電事業者から提出された書類が資源エネルギー庁から本委員会に送付されたことから、当委員会において必要な検証を開始することとしたい。

なお、本検証に当たっては、レベニューキャップ制度の詳細設計を行った料金制度専門会合にて実施することが適切であることから、本専門会合にて、中立的・客観的かつ専門的な観点から、一般送配電事業者の収入の見通しについて必要な検証を行う。

２．検証事項について

（１）収入の見通しの算定に係る２０２３年度から２０２７年度までを対象とした事業計画について、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針との整合性等の検証を行う。

（２）各計画を達成するために算定された収入の見通しを構成する各費用について、性質に応じた区分した費用ごとに過去実績や１０社比較を基にした統計分析や個別検証等を実施。

（３）再エネ拡充、レジリエンスの達成に向けた必要な投資量が確保されているかの観点から、各計画における投資量の妥当性について主要工事件名説明書を主体とした検証を実施。

参考１：各費用の検証について（料金制度専門会合中間取りまとめ（2021 年 11 月）より抜粋）

・収入の見通しの算定方法の全体方針

OPEX		✓ 重回帰分析を用いたトップランナー的査定
CAPEX		✓ 次スライドを参照
その他費用	その他費用	✓ 事業者間の横比較によるトップランナー的査定 ✓ 個別査定
	事後検証を行う費用	✓ 事後的に確認、検証を行った上で、必要な調整を実施
	その他収益	✓ 実績収益を収入上限に反映（事後調整）
次世代投資		✓ 個別査定
制御不能費用		✓ 実績費用を収入上限に反映（事後調整）
事業報酬		✓ 事業報酬率×レートベースにより算定

・CAPEX の算定方法の全体方針

拡充投資・更新投資	連系線・基幹系統			✓ 個別査定
	ローカル系統	送電設備	鉄塔 架空送電線 地中ケーブル	✓ 重回帰分析を用いたトップランナー的査定 ✓ 中央値を用いたトップランナー的査定＋個別査定
			その他送電設備	✓ 主要設備の査定率を適用+個別説明
		変電設備	変圧器 遮断器	✓ 重回帰分析を用いたトップランナー的査定 ✓ 中央値を用いたトップランナー的査定＋個別査定
			その他変電設備	✓ 主要設備の査定率を適用+個別説明
拡充投資	配電系統	需要・電源対応		✓ 重回帰分析を用いたトップランナー的査定
		無電柱化		✓ 中央値を用いたトップランナー的査定＋個別説明+事後調整
		その他		✓ 主要設備の査定率を適用+個別説明
更新投資		リスク量算定対象設備		✓ 重回帰分析を用いたトップランナー的査定 ✓ 中央値を用いたトップランナー的査定
		リスク量算定対象外設備		✓ 主要設備の査定率を適用+個別説明

参考２：改正電気事業法（関連法令）

（託送供給等に係る収入の見通し）

第十七条の二　一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２　経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

３　経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。

４　一般送配電事業者は、第一項の経済産業省令で定める期間中において、同項の承認を受けた収入の見通しを変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

５　経済産業大臣は、前項の変更の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一　変更の目的が次のいずれかに該当するものであること。

イ　需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するためのものであること。

ロ　他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に対応する場合（当該費用の額の増加に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合に該当するものであること。

二　変更の内容が第二項の指針に照らして適切なものであること。

６　一般送配電事業者は、第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受け、又は次条第三項の規定による変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その収入の見通しを公表しなければならない。